大阪市立総合医療センター清涼飲料水自動販売機設置・運営に関する仕様書

大阪市立総合医療センター清涼飲料水自動販売機設置・運営に関する仕様書は、大阪市立総合医療センター（以下「当院」という。）及び大阪市都島センタービル内での清涼飲料水自動販売機設置・運営（以下「本営業」という。）において、賃貸人である地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「機構」という。）が賃借人である設置・運営事業者（以下「事業者」という。）に対し、必要と認める条件を定めるものである。

1　清涼飲料水自動販売機

⑴　設置台数

16台

⑵　設置場所

＜大阪市立総合医療センター＞

設置番号①	機械室前（地下１階）	１台
設置番号②	正面玄関風除室（１階）	１台
設置番号③④	夜間・休日入口風除室（１階）	２台
設置番号⑤	北側出入口風除室（１階）	１台
設置番号⑥⑦	放射線受付前（２階）	２台
設置番号⑧	さくらホール前（３階）	１台
設置番号⑨	ミーティングルーム内（３階）	１台
設置番号⑩	職員食堂前（４階）	１台
設置番号⑪	売店前（５階）	１台
設置番号⑫	外来化学療法室（12階）	１台

＜大阪市都島センタービル＞

設置番号⑬	エレベーターホール（４階）	１台
設置番号⑭	エレベーターホール（６階）	１台
設置番号⑮	総務課（人事）執務室前（５階）	１台
設置番号⑯	エレベーターホール（７階）	１台

※　平面図については、別紙のとおり

⑶　ユニバーサルデザインの導入

子どもや車いすの方でも利用しやすいように、設置番号②、④～⑧及び⑪⑫についてはユニバーサル

デザインの清涼飲料水自動販売機（以下「自販機」という。）とすること。

⑷　災害対応型自販機の設置

全ての自販機は災害対応型自販機とし、別に締結する災害協定に基づき、災害時は自販機内の在庫を無償で提供できる機能を有すること。

⑸　キャッシュレス決裁対応機の設置

設置するすべての自販機については、従来からの500円硬貨及び1000円紙幣が使用できるとともにキャッシュレス決裁機能に対応すること。決裁手段については交通系IC決裁とスマートフォン対応QRコード決裁を数種類、施設担当者と協議のうえ設置すること。

⑹　電気メーターの取付け

電気使用量を計測するため、全自販機に電気メーターを取り付けること。

⑺　事業者回収の実施

各自販機に併設して、空容器の回収ボックスを設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクルを実施すること。ただし、自販機を２台設置する場所（大阪市立総合医療センター夜間・休日入口風除室（１階）及び放射線受付前（２階））については、各１箇所の設置でよい。

２　販売商品

⑴　販売商品は、コーヒー、紅茶、お茶、ミネラルウォーター、乳酸菌飲料、炭酸飲料、ジュース類、スポーツドリンク類等とし、酒類の販売は認めない。

⑵　容器は、瓶、缶、ペットボトル、紙容器及びプラスチック容器とし、いずれも密閉型であることを条件とする。（紙コップは不可）

⑶　販売商品の取扱品目、メーカー、ブランド等については、特に問わない。ただし、コーヒー、お茶、ミネラルウォーター、スポーツドリンクの４品目については、必ず販売ラインナップに加えること。

なお、複数メーカーの商品を取り扱うことも差し支えない。

⑷　設置番号⑩⑬については物販併売器とし、取り扱い品目の一部分（３～５ボタン部分）について栄養補助食品等を数種類、施設担当者と協議のうえ販売すること。

⑸　販売価格は、標準販売価格の範囲内で事業者が自由に設定できるものとする。ただし、設置番号①⑨⑩⑬⑭⑮⑯については、標準販売価格より３０円引き以上とすること。

⑹　冬期期間はＨＯＴ製品も取り扱うこと。具体的な設定時期は事業者の判断とするが、少なくとも12月１日～２月末日は、全自販機について、ＣＯＬＤ製品、ＨＯＴ製品の両方が販売されている状態にすること。

⑺　賞味期限まで１カ月以上ある商品を販売すること。ただし、製造日から賞味期限まで１カ月に満たない製品を販売する場合は、施設担当者に事前に報告し許可を取ること。

3　経費負担

本営業に係る経費は、すべて事業者の負担とする。以下、その一例を示す。

⑴　自販機設置及び撤去に係る経費

自販機の設置及び撤去に係る経費は、事業者の負担とする。

⑵　自販機管理運営に係る経費

商品補充、売上金回収、メンテナンス、故障時の対応等の自販機管理運営に係る経費は、事業者の負担とする。

⑶　光熱水費（電気代）

自販機運転に必要な電源は、機構の既設コンセントを使用できるものとするが、その光熱水費（電気代）は、事業者の負担とし、その使用実績に基づき機構が算定した額を、機構に支払うこと。

なお、光熱水費（電気代）は、賃貸借料とは別に機構が発行する請求書により納入する。

4　売上金収入

全額事業者に帰属するものとし、ロケーションマージン（販売手数料）は発生しない。

5　その他使用条件

⑴　地震等の際に転倒しないように、壁や床で固定するなど転倒防止対策を講じること。

⑵　自販機の故障、問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において対応すること。また、自販機の前面に故障時等の連絡先電話番号（24時間対応）を掲出しておくこと

⑶　随時商品補充等のメンテナンス作業を行い、可能な限り品切れ状態を回避すること

⑷　病院運営上の理由により、機構が自販機の移設を要請した場合、無条件に応じること

6　使用上の制限

⑴　事業者は、本物件を自販機の設置・運営のみに使用することとし、他用途に供してはならない。

⑵　事業者は、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

⑶　当院は大阪府災害拠点病院に指定されているため、大規模災害が発生した場合は、必要に応じて、本物件を一時的に診療スペース等として使用する場合がある。この場合、使用できなかった日数分の賃貸借料については、施設担当者と協議の上で決定する。

⑷　事業者は、本物件を第三者に使用させてはならない。ただし、機構が認めた場合は、この限りではない。

7　原状回復義務

⑴　賃貸借期間が満了したとき又は契約解除により賃貸借契約が終了したときは、事業者は自己の費用で本物件を原状に回復し、機構に返還しなければならない。

⑵　事業者が前項の原状回復義務を履行しないときは、機構がこれを行って、その費用を事業者に請求することができるものとする。この場合、事業者は何等異議を申し立てることはできない。

8　その他

⑴　必要費及び有益費の請求権の放棄

本営業に要する必要費及び有益費は事業者の負担とし、事業者は当該費用を機構に請求しないものとする。

⑵　売上金等の報告

毎月10日までに前月分の自販機毎の売上金、本数及び電気使用量を報告すること

（別紙）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1　暴力団等の排除について

（1）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

（2）受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

（3）受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

（4）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

（5）受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

（6）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第１条　受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成１８年大阪市条例第１６号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（１）　条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたとき

（２）　発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第１２条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。